令和８年（フ）第５１２５号
大阪市北区中津６－８－21－501、住民票上の住所大阪市住吉区苅田７丁目１番19号
債務者　桑山千菜都
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２００号
大阪市鶴見区安田１丁目４番31－305号、住民票上の住所奈良県橿原市出垣内町59番地の９
債務者　津田　優希
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２８８号
大阪市淀川区塚本２丁目８番19号　ビューテラスつかもと　202号
債務者　太田　皓鷹
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４９０号
大阪府枚方市楠葉中町３番５－103号
債務者　向新　湧翔
1　決定年月日時　令和８年10月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７５３号
大阪府枚方市招提南町３丁目10番21号、前住所大阪府門真市大池町28番28－103号
債務者　那須　雪乃
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月16日まで
5　免責審尋期日　令和９年１月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

令和７年（フ）第５２号
三重県名張市松崎町1443番地
破産者　株式会社菊屋
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

令和６年（フ）第２３１７号
福岡市早良区小田部一丁目19番24号
破産者　有限会社山口建設
1　決定年月日　令和８年10月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（フ）第７９３号
栃木県宇都宮市下河原１－３－33　ナイスアーバン下河原103、住民票上の住所栃木県宇都宮市城東１丁目10番24号　ナイスシティアリーナ城東401
破産者　亀和田　悠（旧姓和田）
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和７年（フ）第２３１号
静岡市葵区城北２丁目14番28号
破産者　株式会社相羽建設
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

令和４年（フ）第６０３号
福岡県直方市大字下境字古田前3820番地
破産者　株式会社筑豊食品
1　決定年月日　令和８年10月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

令和７年（フ）第１５１号
大分市新栄町16－32－Ａ208、住民票上の住所大分県玖珠郡九重町大字湯坪1427番地の13
破産者　阿部　聡史
1　決定年月日　令和８年10月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和７年（フ）第２６５４号
横浜市港北区新吉田東６丁目61番10－102号、開始決定時の住所横浜市鶴見区下野谷町４丁目126番地
破産者　松川　　正
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２３号
横浜市港南区大久保１丁目18番１－103号
破産者　金永　淑子
1　決定年月日　令和８年10月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和８年（フ）第３３６号
大阪府岸和田市別所町三丁目25番12号
破産者　株式会社佐藤商店
1　破産債権の届出期間　令和８年11月13日まで
2　一般調査期日　令和９年１月25日午後１時40分
令和８年10月14日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４０４号
福岡県糟屋郡志免町志免２丁目２番22号
破産者　荒駒　悠里
1　破産債権の届出期間　令和８年11月16日まで
2　一般調査期日　令和８年12月15日午後２時30分
令和８年10月15日
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４９２号
福岡市博多区麦野５丁目16番14－303号　エクラタント博多南
破産者　野崎　青音
1　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
2　一般調査期日　令和８年12月４日午後３時
令和８年10月13日
福岡地方裁判所第４民事部